

金入り設計書の開示請求について

建設工事及び建設関連業務の金入り設計書について、工事完了後の翌年度から開示請求により開示しておりましたが、令和5年4月1日以降に公告する建設工事及び建設関連業務の金入り設計書については、当該工事等の契約締結後から開示請求により開示することとしましたのでお知らせします。